

## 2 学校生活一般について

本校では、諸君が野津田高等学校の生徒としての誇りを持ち、学校での様々な活動を通してりっぱにたくましく成長していくことを願っている。学校という共同生活の場で諸君が日々の高校生活を楽しみ、互いに協力し合い、自己を磨いていけるよう以下に示すきまりを設けている。

### (1) 登校・外出・下校・居残り

- ① 予鈴時刻（8時35分）までに登校し、HR教室に入る。
- ② 登校後は、最終授業（SHR）が終わるまで校外には出ない。やむを得ない用事のため外出する時は、所定の手続き（→P37）を経て許可を受ける。
- ③ 下校時刻は次のとおりとする。少なくとも下校時刻15分前には、諸活動をやめて帰る準備をし、下校時刻には門を出る。  
4月1日～3月31日 午後5時
- ④ 上記下校時刻以降学校に残るときは、監督する先生がいる場合にかぎり、所定の手続き（→P37）を経てから、原則として次の時刻まで居残ることができる。  
4月1日～10月15日 午後6時30分  
10月16日～3月31日 午後5時30分
- ⑤ 活動時間及び居残り時間以後の校舎棟（教室）への立ち入りを禁ずる。（機械設備のため）

(2) 休業日の登校(土・日曜日、祝日、春・夏・冬休業中)

- ① 土・日曜日、国民の祝日、及び12月29日から1月3日までは、原則として、登校を認めない。
- ② 部活動などで登校する場合は、所定の手続き(→P37)を経て許可を受ける。
- ③ 部活動などの活動時間は9時から4時までとする。(開門は8時30分)

(3) 自転車通学・その他

- ① 自転車通学をしようとする生徒は、所定の手続きを経て届出をする。(→P37)
- ② 自転車は自転車置場の所定の位置にきちんと置き、必ず「かぎ」をかける。

(4) バイク・自動車などの免許取得など

- ① バイク・オートバイ・自動車などの免許証取得は、その必要性を慎重に考慮の上、保護者の承認と監督の上で行う。
- ② バイク・オートバイ・自動車などによる通学は認めない。また、他の人が運転するものに乗車しての通学も同様とする。
- ③ 校服でバイク・オートバイ・自動車などを運転することは、いかなる場合においても禁止する。

(5) 服 装

(P32～36の図表参照のこと)

- ① 常に高校生としての自覚を持ち、高校生としてふさわしい清潔・質素・端正な服装をする。
- ② 登下校には、休業中であっても、本校所定の校服を着用する。
- ③ 校服は、別に掲げる図(P32～36)を標準とし、入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式については、これ以外の服装を認めない。  
なお、特定の日・行事について学校からの指示がある場合、それに従う。
- ④ 平常においては、標準となる校服のうち、ネクタイ・リボんタイの着用は自由とする。また、夏服の期間に限り白色のワイシャツおよびブラウスを、他の襟付きの白色のシャツに替えてもかまわない。
- ⑤ 冬服から夏服、夏服から冬服への衣替え期間は、学校が指定した期間とする。この期間中は、夏服・冬服のいずれを着用してもかまわない。
- ⑥ 本校所定の校服を变形・改造してはならない。
- ⑦ 履物については、次のようにする。
  - ・登下校の靴……革靴及び運動靴を標準とする。
  - ・上履き……学年色の縁どりのあるバレエシューズ(白いゴム底のもの)
  - ・体育館履き……本校所定の運動靴
  - ・運動場履き……本校所定の運動靴
- ⑧ プレザーの下にセーター・ベストを着用する場合は、色は華美でなく、ネクタイ・リボ

ンがはっきり見えるVネックとする。なお、セーター・ベストの色は白・黒・紺・茶・グレー・ベージュの無地・単一色のみとする。

⑨ ソックスは白・黒・紺色のものとする。寒い場合には黒色または、ベージュ（肌色）のタイツ、またはストッキングを着用してもかまわない。

⑩ コートはブレザーの上から着用し、色は華美でないものとする。

⑪ 夏服期間は男女ともニットベスト（色は白・黒・紺・茶・グレー・ベージュの無地・単一色のみ）を着用してよいが、色は華美でなく、ネクタイ・リボンがはっきり見えるVネックとする。

⑫ パーマ、頭髪の染色・脱色、化粧、ピアス等のアクセサリをしてはいけない。

#### (6) 所持品

① 華美なものは避け、所持品には必ず学年、組、氏名を明記する。

② 学習に必要な物は、持って来ない。

③ 携帯電話は、他人に迷惑を掛けずに使用する。授業のときには、電源を切っておく。

④ 他人に危害を与え、又は与えるおそれのある危険物は所持しない。

⑤ 盗難、紛失を避けるため、貴重品、多額の金銭は持って来ない。やむを得ず持ってきたときは、自分で確実に管理する。

⑥ 長期休業が始まる前には、校内に置いてある私

物は持ち帰る。

#### (7) 校舎・校具の利用

① 校舎・教室・特別教室

ア. 校舎内はすべて所定の上履きを使用する。

イ. 特別教室や保健室にはみだりに立ち入らない。使用に当たっては係の先生の許可を受ける。

ウ. 使用後は係の先生に連絡し点検を受ける。

② 個人ロッカー及びびくつ箱

ア. 使用に当たっては、各自が必ず施錠する。

イ. 個人ロッカー及びびくつ箱は定められたものを使用し各自責任をもって整理整頓をする。

ウ. 故障や破損したときは所定の手続きで届け出る。

エ. 落書きをしたり、ステッカーをはったりなどしない。

③ 空調設備の利用に関しては先生方の説明をよく聞き、指示に従って利用すること。

④ 校舎・施設・用具などは使用規定を守り、丁寧に使用する。

⑤ 校内の物品を無断で外部に持ち出したり貸し出したりしない。

⑥ 万一破損、紛失したときは、直ちに届け出る。事情により弁償を求められることがある。

#### (8) 美化・清掃

① 校内はいつも清潔にしておくように一人一人が心掛ける。不要になった物品を放置しておくことのないよう特に注意する。

- ② 清掃当番は放課後分担箇所の清掃をする。
- ③ 大掃除・行事前後には、指示に従って特に入念に清掃を行う。
- ④ H.R.の美化委員は清掃用具の整理整頓に心掛け、破損、不足、紛失に気付いたときは直ちに担当の先生に申し出る。

(9) 施設設備の異状報告について

生徒の過失またはその他の行為によって異状が発生した場合には、加害者または発見者が報告者となって次の要領で対処する。(但し、できることについては後始末をする。)

担任へ 事後処理の指導を仰ぐ。

↓

生活指導部へ 事後処理の指導を仰ぐ。

↓

経営企画室へ

(10) 集会・掲示

- ① 生徒は、高校生としてふさわしくない集会や番組の企画に関わったり、参加・出演をしてはならない。
- ② 生徒が、校内に掲示物を貼付するときは、事前に生活指導部に届け出て許可印を受ける。なお、学校行事などのとき、生徒が顧問の了承を得ることを前提として、生徒会が生活指導部の指導のもとに、この許可の業務を代行することがある。
- ③ 掲示物はすべて決められた場所に貼付し、許可

印がある掲示物は、他の者が無断ではかしてはならない。

- ④ 掲示期間を過ぎた掲示物は、掲示責任者が撤去する。

(11) 盗難・紛失・拾得・事故

- ① 盗難・紛失・拾得の場合には、直ちにH.R.担任または顧問の先生に届け出る。(P37)
- ② 事故のあった場合には、直ちに近くの先生に届け出る。

(12) 物品の売買、金銭の貸借

原則として、生徒相互間での物品の売買、金銭の貸借は禁ずる。

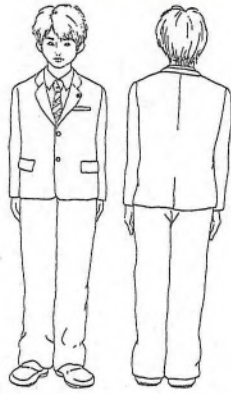
(13) その他許可を必要とする事項

- ① 金銭を集めたり、寄付を募ったりすること。
- ② 校内(校門付近を含む。)で印刷物を発行し、又は配布すること。
- ③ 校内での動物の飼育。
- ④ 校内での外部の人との面会。
- ⑤ 校内外での調査・署名。
- ⑥ その他学校がその必要を認める事項。

(14) アルバイト

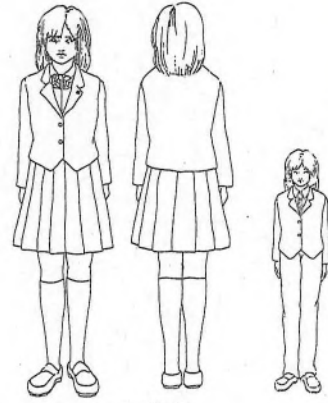
原則としてアルバイトは認めない。やむを得ない事情でアルバイトをする場合は、保護者の承認と監督の下で行う。

【始業式・終業式・指定日の冬服】



(男子)

- ・ブレザー (学校指定のもの)
- ・ズボン (学校指定のもの)
- ・ワイシャツ (白色)
- ・ネクタイ (学校指定のもの)
- ・バッジ

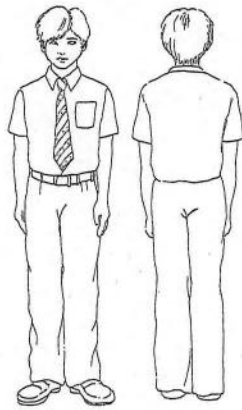


(女子)

- ・ブレザー (学校指定のもの)
- ・スカートまたはズボン (学校指定のもの)
- ・ワイシャツ、ブラウス (白色)
- ・リボン (学校指定のもの)、ネクタイ (ズボン着用の場合のみ、学校指定のもの)
- ・ソックス (白・黒・紺)
- ・バッジ

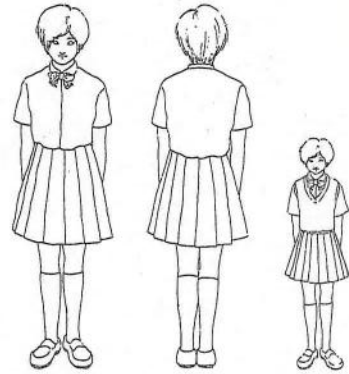
※寒い場合には黒またはベージュ (肌色) のタイツ、またはストッキングを着用してもよい。

[始業式・終業式・指定日の夏服]



(男子)

- ・ズボン (学校指定のもの)
  - ・ワイシャツ (白色)
  - ・ネクタイ (学校指定のもの)
- ※寒い時にはブレザーを着用してもよい。



(女子)

- ・ズボン・スカート (学校指定のもの)
  - ・ワイシャツ、ブラウス (白色)
  - ・リボン (学校指定のもの)、ネクタイ (ズボン着用の場合のみ、学校指定のもの)
  - ・ソックス (白・黒・紺)
  - ・ベストは学校で認められたものを着用してもよい。
- ※寒い時には、ブレザーを着用してもよい。

	男子	女子
標準	○ブレザー(学校指定) ○ズボン(学校指定) ○Yシャツ(白色)	○ブレザー(学校指定) ○スカート、またはズボン(学校指定) ○ブラウス(白色) ○リボン、ネクタイ・リボン(学校指定) ○ソックス(白・黒・紺) ○パッジ
○入学式・卒業式 ○始業・終業・修了式 ○学校からの指示がある場合	○ネクタイ(学校指定) ○ソックス(白・黒・紺) ○パッジ	○ソックス(白・黒・紺) (ルーズソックス等は不可) ○パッジ
	ブレザーの下にセーター・ベストを着用する場合は、色は華美でなく、ネクタイ・リボンがはっきり見えるVネックとする。なおセーター・ベストの色は白・黒・紺・茶・グレー・ベージュの無地・単一色のみとする。	
指定日以外	○ネクタイ・リボンの着用は自由とする。 ○白色のYシャツ・ブラウス及び夏服期間に限り開襟シャツ又は、襟付きの白色のシャツを着用してもよい。	

夏服・冬服の期間は学校で指定する。

### 諸届・願

	届・届の種類	届け出る人	届・届提出先	備 考
届	現住所(通学変更届を含む)・氏名・保護者・保証人の変更	保護者	H R 担任 経営企画室	住民票抄本・戸籍抄本・その他証明を添え、提出する。
	欠席・遅刻・早退・欠履・急引・外出届	保護者 生徒	H R 担任	生徒手帳諸届許可欄を使用する。
	自転車通学届	保護者	H R 担任	生徒指導部備え付けの用紙を使用する。
	盗難・紛失・拾得物	生徒	H R 担任 生活指導部	"
	校舎・校具・被服紛失	生徒	H R 担任 生活指導部	生活指導部備え付けの用紙を使用する。
願	転学・退学・休学・復学籍	保護者	H R 担任	"
	学籍交付願	保護者	H R 担任	"
	公用欠席願	生徒	H R 担任 教務部 進路部	教務部備え付けの用紙を使用する。
	居残り願	生徒 部活動	生活指導部 顧問	生活指導部備え付けの用紙を使用する。
	休日登校(校舎・校具使用願)	生徒 部活動	生活指導部 副校長	"
	対外活動願(結果報告を含む)	生徒 部活動	生活指導部 副校長	"
	体育見学願	保護者 生徒	体育科	体育科備え付けの用紙を使用する。
他 登校許可証	保護者 生徒	H R 担任 保健室	保健室備え付け又はH P からダウンロードした用紙を使用する。	